



2026年2月6日

各 位

会社名 住友不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 仁島浩順
(コード番号 8830 東証プライム)
問合せ先 企画部長堀切隆史
(TEL : 03-3346-1042)

上場有価証券売却を目的とした信託契約締結に関するお知らせ

当社は、保有上場有価証券を信託を通じ確実かつ計画的に売却を進める本邦初のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を導入する旨の取締役会決議（2025年12月15日付）に基づき、本日開催の取締役会において、保有有価証券の売却を目的とした信託契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本スキーム導入の目的

当社は、2025年8月7日付「固定資産並びに政策保有株の有効活用方針について」にて公表しました通り、今十次中期経営計画を含む今後10年間で上場有価証券（政策保有・純投資）4,000億円を売却し、持続的成長を継続するために活用する方針といたしました。

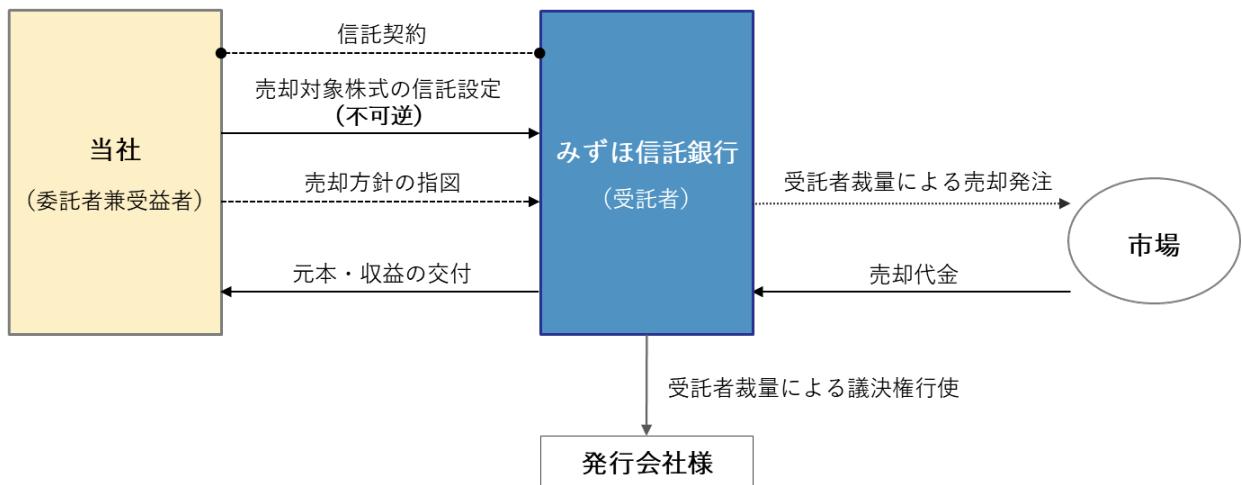
今般、鋭意折衝の結果、発行会社から売却の応諾を得た株式（50～60銘柄、時価2,500～3,000億円）について信託を設定し、受託者に株式売却を委ねたうえで、売却を確実かつ計画的に進めていくスキームを構築することといたしました。これにより、売却方針4,000億円のうち、今期売却済の株式300億円余を加え、約3,000億円の株式売却に目途をつけるとともに、政策保有株式簿価の株主資本に対する比率は、今十次中計で目標としていた10%を下回る見込み（2年前倒し達成）です。

株式の計画的な売却を通じもたらされる売却益や受取配当金により金利上昇をカバーし、年々の営業利益の成長をそのまま当期利益の成長につなげてまいります。株式売却が完了する頃には、六本木五丁目西地区再開発とインド・ムンバイのワーリー地区大規模開発の収益寄与が期待できますので、さらなる利益成長が見込まれます。

2. 本スキームの概要

- (1) 信託設定する株式は、当該発行会社から売却の応諾を得た銘柄を対象とします。
- (2) 信託設定後、当社は信託契約の解除、対象株式の取戻しはできないものとします。
- (3) 対象株式についての議決権は、受託者の裁量に基づいて行使されます。
- (4) 信託期間中、対象株式は、当社からの売却方針指図の範囲内において、受託者の裁量により売却執行されます。
- (5) 信託終了は、対象株式の全てが売却完了するまでとします。
- (6) 対象株式は、純投資株式の要件を満たすため、今期末、政策保有株式から純投資株式に振り替えることといたします。

【スキーム図】



3. 信託契約の概要、スケジュール

- (1) 委託者兼受益者 当社
- (2) 受託者 みずほ信託銀行株式会社
- (3) 信託設定規模 2,500～3,000 億円
- (4) 対象銘柄 50～60 銘柄
- (5) 信託期間 信託開始日から 2036 年 3 月 31 日まで
- (6) 信託の目的 信託有価証券の管理、処分
- (7) スケジュール
 - 2026 年 2 月下旬 (予定) 信託契約締結
 - 2026 年 3 月下旬 (予定) 信託開始、純投資振替

以上